

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

田舎館村長 鈴木 孝 雄

市町村名 (市町村コード)	田舎館村 (023671)
地域名 (地域内農業集落名)	北地区 (川部・和泉・境森・土矢倉・前田屋敷・堂野前・新町・東光寺・二津屋・高田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・現状、担い手を中心に農地の集積・集約は進んできてはいるが、人手や、後継者は不足している。
・機械化により、一人で耕作できる面積は拡大しているが、畦畔や水路の草刈り、泥上げをする面積も拡大するため、作業時間も増加している。
・機械は大型化しているが、圃場や農道が大型化に対応していない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

主要作物の水稻については、農地の集積・集約をし、スマート農業の導入を進め、農作業の効率化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	556.20 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	517.87 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その他の農地は、土地所有者、耕作者が管理・耕作等を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約し、団地面積の拡大を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
受け手は誰でもいいという出し手の農地に関しては、目標地図に基づき農地中間管理機構を通じた貸し借りを 行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を段階的に進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
JA等と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービス事業者等がないため、活用方針なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--